

対象テキスト：『普通車講習用テキスト』

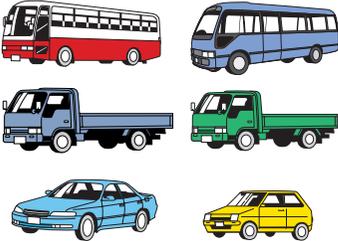
令和6年4月1日改正法施行のため、下記内容の変更を願います。

『● 高速自動車国道の本線車道における最高速度と最低速度』の表を以下のように変更します。

P.13

また、欄外『*2』、『*3』を一つずつ繰り下げ『*2 特定中型貨物自動車…』を以下のように追加します。

● 高速自動車国道の本線車道における最高速度と最低速度

自動車の種類		最高速度	最低速度
<ul style="list-style-type: none"> 大型乗用自動車 中型乗用自動車 特定中型貨物自動車 *2 以外の中型貨物自動車 準中型自動車 普通自動車 *3 (三輪、けん引を除く) 		100 km/h	50 km/h
<ul style="list-style-type: none"> 大型自動二輪車 普通自動二輪車 *4 			
<ul style="list-style-type: none"> 大型貨物自動車 特定中型貨物自動車 *2 (三輪、けん引を除く) 		90 km/h	
上欄以外の自動車	<ul style="list-style-type: none"> 三輪の自動車 		80 km/h
	<ul style="list-style-type: none"> 大型特殊自動車 		
	<ul style="list-style-type: none"> けん引自動車 		

*2

特定中型貨物自動車…

車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上、または乗車定員11人以上の中型貨物自動車をいいます。

この表の最高速度や、最低速度が適用されない場合

- 本線車道が道路の構造上往復の方向別に分離されていない区間では、この表の適用はなく、一般道路と同じです。